

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年6月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700467号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800019号

第1 結論

請求者のA社における平成4年3月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年3月から平成6年9月までの標準報酬月額については、20万円から53万円とする。

平成4年3月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年3月1日から平成10年4月1日まで
② 平成21年7月1日から平成23年7月31日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①は標準報酬月額の記録が実際の給与に比べ低い額になっている。請求期間②は厚生年金保険の被保険者記録がない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成4年3月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、平成5年3月24日付けで平成4年10月1日の定時決定を取り消し、平成4年3月1日に遡って平成4年3月から平成5年2月までの標準報酬月額を20万円に減額する訂正処理を行い、その後、平成6年2月4日付けで平成5年7月1日の月額変更及び平成5年10月1日の定時決定を取り消し、平成5年7月1日に遡って平成5年7月から平成6年1月までの標準報酬月額を20万円に減額する訂正処理を行ったことが確認できる。

また、請求期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、請求者と同様に平成5年3月24日及び平成6年2月4日付けで、それぞれ平成4年3月1日並びに平成5年7月1日まで遡って標準

報酬月額を 20 万円に減額する訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の当時の役員及び経理担当者は、請求期間当時、多額の社会保険料を滞納しており、これを解消するために社会保険事務所(当時)の指導により、事業主が従業員の報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答並びに陳述しているところ、上述の同僚から提出された平成5年1月分から同年12月分までの給与明細書によると、減額訂正される前の標準報酬月額に相当する給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を当該給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成5年3月24日及び平成6年2月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成4年3月1日及び平成5年7月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成4年3月から平成6年9月までの期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に対し当初届け出た53万円とすることが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成6年10月1日から平成10年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、平成6年2月4日の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定となる平成6年10月1日において平成6年10月から平成7年6月までは20万円と記録され、その後、平成7年7月1日の月額変更並びに平成7年10月1日、平成8年10月1日及び平成9年10月1日の定時決定により平成7年7月から平成10年3月までは41万円と記録されているところ、当該定時決定及び月額変更の記録については、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、請求者から提出された預金通帳により、平成6年10月1日から平成8年5月27日までの期間においてA社からの入金額は確認できるものの、i)入金額には大きな変動があり、入金額の増減に規則性が見いだせないこと、ii)同一月に複数回の入金が確認できる月又は入金が確認できない月があること、iii)端数のない万単位での入金が散見されることから、預金通帳の入金額のみでは当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を推認できない。

さらに、A社は、平成23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は死亡している上、所在が確認できる当時の役員は賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者は給与明細書等を保管していないことから、平成6年10月1日から平成10年4月1日までの期間における請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、平成6年10月1日から平成10年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成6年10月から平成10年3月までの期間について、その主張する標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、雇用保険の記録により、請求者が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者が名前を挙げた同僚は、請求期間②当時の給与について、10%の源泉所得税のみが控除され、厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述しているところ、i) A社は、上述のとおり厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していること、ii) 所在が確認できる当時の役員は賃金台帳等の資料を保管していないこと、iii) 請求者及び当該同僚は、事業主から当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票を受け取っていない旨陳述していること、iv) 課税庁には、当時の課税資料が保管されていないことから、当該期間における給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

また、上述の同僚は、請求期間②当時、請求者と一緒にA社に勤務したが、従業員は厚生年金保険に加入しておらず、自身も同社において当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成21年3月3日以降に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700434 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800006 号

第 1 結論

昭和 61 年 7 月及び同年 8 月の請求期間並びに昭和 62 年 6 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 34 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 61 年 7 月及び同年 8 月
② 昭和 62 年 6 月から同年 12 月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずなので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①は 2 か月、請求期間②は 7 か月といずれも短期間であるほか、請求者に係る国民年金の諸手続及び保険料納付を行ったとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月までの保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求期間①について、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 5 月頃に払い出され、その際に、昭和 60 年 4 月 12 日（後に昭和 60 年 4 月 11 日へ訂正）に被保険者資格を取得し、その後、請求期間①直前に当たる昭和 61 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失し、請求期間①は国民年金に未加入とされているところ、請求者は、請求期間①において、何ら被用者年金制度に加入していなかったものとみられることから、本来であれば、請求期間①は国民年金に加入すべき期間である。

さらに、請求期間①直前の保険料については、継続して現年度保険料として納付されていたことがうかがわれる上、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者カードによると、上述の被保険者資格の喪失（昭和 61 年 7 月 1 日）に関する事務処理は、A 市においては昭和 61 年 8 月 11 日付けで、社会保険事務所（当時）

においては昭和 61 年 9 月 8 日付けで行われていたことが確認できることから、これら事務処理が行われるまでの間は、母親が請求期間①の保険料を現年度保険料として納付することが可能であったこととなる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に関する国民年金の諸手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、これらを行ったとする母親は高齢のため当時の状況を聴取することは難しいとしていることから、請求者に係る請求期間①及び②に関する国民年金の諸手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間①については、前述のとおり、本来であれば国民年金に加入すべき期間であるにもかかわらず、被保険者資格の喪失（昭和 61 年 7 月 1 日）に関する事務処理が A 市において昭和 61 年 8 月 11 日付けで行われている。当該被保険者資格の喪失に関して、同市の国民年金被保険者カードを見ると、i) 同カードの住所の変更年月日欄にも、「61.8.11 処理済」のゴム印が押されており、請求者に係る戸籍の附票にも、同様に昭和 61 年 8 月 11 日の同市内での転居が記載されていること、ii) 請求者は、請求期間①において何ら被用者年金制度に加入していないものの、同カードには、「B 事業所 61.7.1～」とメモ書きが残されており、行政側では把握できない請求者又はその親族等しか知り得ない情報が記載されていることが確認できる。これら資料及び諸事情を参酌すると、請求者、その親族等が、住民票における住所変更手続を行った際に、国民年金における住所変更手続も行い、併せて請求者が就職等をしたため、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行う旨を同市に申し出たことを契機として、被保険者資格を喪失する事務処理が行われ、国民年金に未加入として取り扱われていることが推し量られる。

さらに、前述のとおり、請求期間①に係る被保険者資格の喪失に関する事務処理が行われるまでの間は、母親が請求期間①の保険料を納付することが可能であったものの、オンライン記録及び国民年金被保険者カードによると、請求期間①の保険料が納付された形跡、又は納付後に還付された形跡は見当たらないことから、母親が請求期間①の保険料を納付していたとする事情を導き出すことができない。

次に、請求期間②について、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者カードによると、上述の昭和 61 年 7 月 1 日の国民年金の被保険者資格を喪失する取扱い後、請求者は、昭和 61 年 9 月から昭和 62 年 5 月までの間は厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、昭和 62 年 6 月（請求期間②の始期）に、再度、国民年金の被保険者資格を取得している。

しかしながら、当該請求期間②に関する被保険者資格の再取得に係る事務処理については、請求期間②後の平成 2 年 4 月頃に遡って行われたものとみられるため、請求者は、請求期間②当時において国民年金に未加入であったこととなり、母親は、請求期間②の保険料を現年度保険料として納付することができなかったものと考えられる。

また、上述の請求期間②に係る被保険者資格の再取得に関する事務処理が行わ

れた平成2年4月頃を基準とすると、請求期間②の保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親は、請求期間②の保険料を過年度保険料として遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間②直後（昭和63年1月から同年3月まで）の保険料については、2年の時効間際の平成2年4月に遡って納付されていることを踏まえると、母親は、請求期間①に係る被保険者資格の喪失後、請求者に関する国民年金の諸手続及び保険料納付を、この頃に初めて再開していたものと思慮される。

加えて、A市の国民年金被保険者カードの保険料の納付記録欄においても、オンライン記録と同様、請求期間②の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700444 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800007 号

第 1 結論

昭和 40 年*月から昭和 41 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 20 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 40 年*月から昭和 41 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は両親が行ってくれた。加入手続については、集金人の方が自宅に来た際に行ってくれて、保険料も、その集金人の方に納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は比較的短期間である上、請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はないほか、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする両親も、国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、請求者及び両親の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿によると、請求者が所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 5 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 40 年*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、加入手続時期を基準とすると、両親は、請求期間の保険料を過年度保険料として、遡って納付することができたこととなる。

しかしながら、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親は、既に亡くなっている上、請求者は、請求期間当時の集金人は誰であったか不明である旨陳述していることから、当時の状況を確認することができず、詳細は不明である。

また、請求者は、20 歳の頃に両親が加入手続を行い、以後、保険料も納付してくれていた旨陳述しているものの、上述のとおり、請求者の加入手続は、昭和 41 年 5 月頃に行われたものとみられることから、請求者は、請求期間当時、国民年

金に加入しておらず、両親が請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間の保険料については、過年度保険料として、遡って納付することができたところ、請求者は、両親が請求期間の保険料を集金人に納付してくれたと思う旨陳述している。しかし、A市は、当時、集金人が過年度保険料を取り扱えたか等の集金方法については不明である旨回答しており、同市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求期間の保険料が集金人を通じて遡って納付されていた形跡はうかがえないことから、両親が請求期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700445号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1800008号

第1 結論

昭和44年*月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年*月から昭和47年3月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚してA市に転居した昭和47年5月頃、義父母が行い、請求期間の保険料の納付についても、義父母が20歳からの保険料を遡って一括して納付してくれた。集金人の方が自宅に来て、加入手続を行い、保険料も、その集金人の方に納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はないほか、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする義父母も、国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、請求者及び義父母の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者が所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月頃にA市で払い出されたものと推認され、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和44年*月(20歳到達時)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和45年4月から昭和47年3月までの保険料については、2年の時効が成立しておらず、過年度保険料として遡って納付することができたこととなる。

しかしながら、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする義父母は、既に亡くなっ

ている上、請求者は、当時の集金人は既に亡くなっている旨陳述していることから、当時の状況を確認することができず、詳細は不明である。

また、請求者は、結婚した昭和 47 年 5 月頃に A 市に転居し、その頃に義父母が国民年金の加入手続を行ってくれたとしており、請求者に係る住民票によると、その陳述のとおり、請求者が同市の住民となった日は、昭和 47 年 5 月 * 日であるものの、この住所地に関する届出年月日は、昭和 47 年 7 月 * 日であることが確認できる。国民年金の加入手続については、制度上、住所地の届出が行われていなければ行うことはできないため、この届出年月日以降でなければ、同市で国民年金の加入手続を行うことができなかつたほか、請求者に係る戸籍の婚姻の届出日も昭和 47 年 7 月 * 日であることを踏まえると、上述の請求者の加入手続が行われものとみられる時期（昭和 47 年 7 月頃）に不自然さは見受けられない。

さらに、請求者の陳述どおり、昭和 47 年 5 月頃に請求期間の保険料の全てを一括納付するためには、当時、期間限定で実施されていた第 1 回特例納付制度（終期は昭和 47 年 6 月）を利用して特例納付保険料として納付する方法及び過年度保険料として納付する方法を併用する必要がある、これらのうち、特例納付保険料として保険料を納付するためには、特例納付制度実施期間中に所定の手続を行わなければならなかつたところ、上述のとおり、請求者の加入手続時期は、昭和 47 年 7 月頃（実施期間終了後）であったものとみられることから、義父母が、請求期間の保険料を特例納付保険料として納付する方法も併用しての一括納付をすることはできなかつたものと考えられる。

あわせて、請求期間の保険料を上述の加入手続時期を基準として納付する場合、請求期間のうち、昭和 45 年 4 月から昭和 47 年 3 月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、請求者の主張は、請求期間全てについて、一括して納付してくれたというものである上、これを行ってくれたとする義父母は既に亡くなっており、当時の詳細は不明であることを考え合わせると、請求期間の一部の保険料について、過年度保険料として納付されたと推認するまでの事情はうかがえない。

加えて、請求者は、義父母が請求期間の保険料を集金人に納付してくれたと思う旨陳述しているものの、A 市は、当時、集金人が特例納付保険料及び過年度保険料を取り扱えたか等の集金方法については不明である旨回答しており、同市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求期間の保険料が集金人を通じて遡って納付されていた形跡はうかがえないことから、義父母が請求期間の保険料を特例納付保険料及び過年度保険料として納付したと推認する事情を見いだすことができない。

その上、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、義父母が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。